

新たな過疎対策法の制定を求める意見書

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興などに一定の成果を上げてきた。

しかしながら、過疎地域では、依然として人口減少や高齢化が著しく、維持が危ぶまれる集落の発生、農林水産業の衰退、公共交通の縮小、医師不足など、様々な課題に直面している。

一方、過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有するほか、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などの多面的・公益的機能を担っている。

このような中、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たす多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を行い、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

よって、国においては、過疎地域を活力と魅力ある地域として維持し、その機能を守っていくため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 現行法失効後も引き続き過疎地域の振興が図られるよう、新たな過疎対策法を制定すること。
- 2 過疎対策に係る事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債等各種支援制度の充実・強化を図るとともに、現行法の市町村の廃置分合等があった場合の特例措置を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月8日

秋田県議会議長 加藤 鉦一

衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	山東昭子	様
内閣総理大臣	安倍晋三	様
総務大臣	高市早苗	様
財務大臣	麻生太郎	様
農林水産大臣	江藤拓	様
国土交通大臣	赤羽一嘉	様